



## 2022年度第8回理事会



## 議 事 録



一般社団法人 日本クレ一射撃協会

## 2022年度 第8回理事会

### 議 事 録

1. 日 時 2023年3月6日(月) 13時00分～
2. 場 所 JAPAN・SPORT・OLYMPIC・SQUARE 3階 会議室8
3. 出席者 出席理事17名、出席監事3名
- |      |        |         |                |
|------|--------|---------|----------------|
| 会 長  | 不老 安正  | (福 岡)   |                |
| 副会長  | 江野澤 吉克 | (千 葉)   |                |
| "    | 橋本 聖子  | ( 一 )   |                |
| 専務理事 | 畔蒜 均   | (千 葉)   |                |
| 常務理事 | 渡辺 久雄  | (栃 木)   | * 競技委員長        |
| "    | 柏木 孝則  | (三 重)   | * 審査委員長        |
| "    | 梅津 宣弘  | (福 島)   | * 強化委員長        |
| "    | 中園 功一  | (鹿 児 島) |                |
| "    | 谷本 歩実  | ( 一 )   | * アスリート委員長     |
| 理 事  | 菊本 哲也  | (東 京)   | * 総務担当理事       |
| "    | 岩尾 美和子 | (和歌山)   | * アンチドーピング担当理事 |
| "    | 清水 光一  | (本 部)   | * NTC 担当理事     |
| "    | 本山 浩一郎 | (神奈川)   |                |
| "    | 丸石 博   | (島 根)   |                |
| "    | 本戸 歳知  | (埼 玉)   |                |
| "    | 小川 晶子  | ( 一 )   |                |
| "    | 小高 左起子 | ( 一 )   |                |
| "    | ヒ ロ ミ  | (芸 文)   |                |
| 監 事  | 相馬 正   | (青 森)   |                |
|      | 瀧根 隆幸  | (富 山)   |                |
| "    | 藤沼 弘文  | (岩 手)   | WEB            |

(欠席理事) 夏樹陽子副会長

4. 陪 席 坂本 強 (事務局長)  
大江 直之 (事務局アドバイザー)  
永島 宏泰 (JOC コーチ)  
中山 彰規 (ヒロミ理事秘書)

#### 5. 理事会定足数確認

本理事会の定足数について、理事総数19名中18名の出席となり、定款第43条の規定により過半数以上の理事が出席しているため成立したことを事務局より報告。なお、監事については相馬監事・瀧根監事・藤沼監事3名が出席。

6. 議事録署名人確認及び開会挨拶

事務局より、定款第 42 条に基づき不老会長が本理事会の議長を務める旨説明。議長より、本理事会の議事の経過を議事録とし議事録署名人については、定款第 47 条に基づき、議長と出席している監事 3 名となる旨説明があり、不老会長に代わり江野澤副会長より、審議に先立ち出席理事各位に対し、挨拶と議事進行に際しての協力依頼があった。

7. 誓約事項昭和

議長指名により、本山浩一郎理事が誓約事項を唱和。

8. 報告事項

特になし

9. 審議事項

(1) 臨時社員総会の招集について

事務局より議案説明。

当協会は現在、公益認定等委員会へ法人移行を申請し審査中である。同委員会の審査は三区分別あり、1つ目が担当委員、2つ目が常勤委員、3つ目が委員全員となっている。

現在 1 つ目の審査が終わったところで同委員会担当官より指示があり、定款変更について総会承認を経たものを審査に回す旨指導があった。定款改正は総会審議事項であるため、審査が一時停止状態となっている。

定款第 18 条では臨時社員総会の招集について理事会の決議が必要となっているため、今月内に招集することを承認いただきたい。

招集日については次回理事会を 3 月 30 日に実施することが既に決まっているため、11 時から理事会、午後臨時社員総会、同日に開催することで出席される理事・監事方々の負担を軽減したい。

議長が議場に諮り、臨時社員総会の招集が原案通り承認され、招集日は 3 月 30 日（木）PM となった。

(2) 定款及び定款の施行についての細則の改正について

事務局より議案説明。

定款の改正については、公益認定等委員会や TMI 総合法律事務所担当弁護士より指導があった箇所を配付資料の通り修正することになる。以後、修正内容を配付資料に沿って説明。

なお、附則第 5 項の改正日については、臨時社員総会で定款改正が承認されれば 2023 年 3 月 30 日となる。定款の改正案が本理事会で承認されたら、臨時社員総会へ理事会案として定款改正案を上程することになる。

定款の改正に伴い、定款の施行についての細則（以下、定款細則という）も修正変更が必要となる。定款細則は理事会の議決で改正できるようになっている。

以後、修正内容を配付資料に沿って説明。

丸石理事より意見。

議案審議等で採決時に挙手をいただき、議案へ賛成いただいているが、後々何かその議決で問題が発生した場合、法律上、その賠償責任を理事会が負うことになっている。定款第39条第2項に明記された「多額の借財」は、人によって多額の意味合いが変わってくる。具体的な金額を明示する必要があるのではないか。

事務局より説明。

今回の提案は公益認定等委員会やTMI事務所担当弁護士から指導を受けた箇所のみで改正案となっており、丸石理事の質問に対する回答は本日行うことができない。

議長が確認し、丸石理事が事務局説明を了承。

柏木常務理事より質問。

前回の理事会で選手選考委員会（特別委員会）が認められたが、定款細則に明記した方が良いのではないかと。

事務局より説明。

定款細則では専門委員会に関する条項が明記され、特別委員会に関することまでは表記していないのが一般的であるため、改正原案には掲載していない。

柏木常務理事より意見。

選手選考委員会が行う業務を明確に記す必要がある。

菊本理事より意見。

前回理事会で、選手選考委員会はどこの委員会に属するのか質問した際、独立した委員会にするという説明であった。そうであれば定款細則へ明記すべきであろう。

橋本副会長（選手選考委員長）より説明。

前回理事会で選手選考委員会の委員長を拝命したが、本委員会は特別に設置するという流れであった。定款細則へ明確に記載すべきかどうか、認定等委員会やTMI弁護士へ確認させていただく。

事務局より説明。

定款細則は理事会で改正することができるので、選手選考委員会の追入についてはTMI弁護士へ確認させていただく。

柏木常務理事より提案。

ブロック理事については、現在、ブロック同士を繋げて複数ブロックの中から

理事 1 名が選出されている。東海／北信越／近畿、中国／四国／九州は傘下県協会が非常に多く、連絡等の徹底が困難な状況にある。再考願いたい。

事務局より説明。

前回の役員改選前に定款細則を変更して、現行の理事会が構成されている。既に理事方々が就任されているので、次回の役員改選前に協議して変更が必要であれば適宜変更する手法で対応したい。

不老議長より説明。

柏木常務理事の意見としては、非常に不都合な面があるという指摘だ。ブロック理事数を極端に減らした影響だろう。次回の役員改選前に、審議事項としてブロック理事数について協議したい。

江野澤副会長より意見。

選手選考委員会について定款細則へ明記する件だが、「特別委員会」として定款細則へ明記した方が後々運用し易いのではないか。特別委員会が作られることは今後も有得るので、同じような案件があればその度に追記する必要がなくなる。このことも弁護士へよく相談願いたい。

丸石理事より意見。

柏木常務理事の意見としてブロックを再編成となると定款第 27 条に規定された理事数に影響が出てくる。今回の役員改選時にブロック理事数を減らして学経理事（外部理事）を増やした。このままブロック理事数を増やせば今度は外部理事を減らしかねない。第 27 条第 1 項に規定された理事数「14 名以上 20 名以内」を大幅に理事数を増やしておかないと、せっかく就任された外部理事を減らすことになってしまうので、ブロック理事数を増やすのであれば理事数を増やしておく必要がある。

不老議長より意見。

ガバナンスコードを遵守するためには外部理事を少なくする訳にはいかない。維持する必要があるから、ブロック理事を増やすのであれば定数を増やす必要がある。

橋本副会長より質問。

理事が何名増えることになるのか。

事務局より説明。

元々ブロック理事は 8 名だったものを今回 4 名に減らした経緯がある。増やすとすれば+4 名となる。

不老議長より説明。

理事数については次回の役員改選時に協議するよう記録しておく。

議長が議場に諮り、定款改正及び定款細則の改正が承認された。定款改正については、来る3月30日開催の臨時社員総会へ理事会案として上程することを申し合せた。

(3) 加盟団体規程、役員の報酬及び費用に関する規程、

入会・退会規程の一部改正について

事務局より議案説明。

まずは加盟団体規程の改正について、字句の修正、委員会名の変更、定款変更に伴う修正が主で大きく内容が変更となったところはない。第19条では加盟団体規程は理事会で変更できることになっていたが、各都道府県協会に関する規程であるため総会にも諮って承認を経ていた経緯がある。TMI 弁護士より、実態に合った規程にするよう強く指導されているため、従来経緯を尊重し、総会承認事項へ修正した。

次に役員の報酬及び費用に関する規程の改正について、表記を変えたが内容は変わっていない、弁護士からの指導による字句の追入などが主な改正点となっている。また、別表に「日当」表記があるが規程内に日当に関する条項が無かったため、今回新たに「日当」に関する条項を追入した。加えて、従来は旅費支給基準として規定していたものを、役員出張旅費規程へ名称変更した。役員改選を経て総務委員長が総務担当理事へ代わったため、本規程についても表記を統一修正している。

最後に、入会・退会規程については、規程内に資格審査委員会の表記が多数含まれていたが、役員改選により資格審査委員会が審査委員会へ統合されたため、全て委員会名を修正した。また、加盟部会や協賛会員の入会審査基準について、協会理念・フィロソフィーの遵守義務が表記されていたが、現在これは誓約事項に置き換わっているので修正した。

柏木常務理事より質問。

役員報酬の別表について、どういった方が対象となるのか。対象者は現在居るのか。

事務局より説明。

同規程第2条第2項、常勤役員とは、理事のうち本会を主たる勤務場所とし、事務局職員に準じた勤務をする者をいう、と定義されている。現在では清水理事が対象となる。

丸石理事より意見。

別表1：常勤役員報酬表について、10万円単位だと分け辛いので5万円単位に直すべきと思う。

事務局より説明。

本規程も昨年10月17日の公益社団法人移行申請時に既に認定等委員会へ提出されている規程であるため、可能な限り大きな変更は現時点で行ってほしくないと説明を受けている。今回、理事会へ規定変更案を提案したのは、来る3月

30日開催の臨時社員総会へ理事会案として上程するために議題として上げさせていただいた。認定等委員会には既に規程変更案も提出されているが、まだ総会承認を経していないため、施行日が〇月〇日となっている。これが認定審査上好ましくないため、最終施行日を近々にしたいため規程変更を全部3月以内に理事会へ上げて通してほしいと認定等委員会担当者より依頼があった。本日の理事会の議題に上げた諸規程の変更についても、本来であれば、担当する委員会内で規程の改正案を協議し理事会に上程するところ、当協会は委員会の統合を先行し、関係する委員会規程の改正が後回しにされてきた現状があり、いざ内閣府公益認定等委員会の申請時に関係する委員会規程は？という実態と乖離した委員会規程が乱立している状況であった。この度の法人移行申請にあたり、全規程を1回リセットする必要があり、必要最小限の修正作業を行い、本理事会へ上程させていただいている。協会における規程は、実態に合わないものはどんどん直して都度、理事会の承認を経れば良いと思うが、法人移行にあたり、一旦は原案を承認いただき手続きを進めさせてほしい。

柏木常務理事より意見。

規程のことは理解した。現在自分の認識では、理事は無報酬という考えだった。その中で清水理事のみ報酬を得ていることはいかがなものか。

清水理事より説明。

現在は協会から月15万円いただいている。

事務局より説明。

前体制時、清水氏が務めていた東京オリンピック組織委員会が解散することになり、解散後は協会の業務を手伝っていただくこととなった。職員として契約し、その時に月額15万円を本人へ支払うことが理事会で承認された経緯である。

その後、6月22日開催の定時社員総会で理事就任となり、清水氏は理事になったが、協会からは従来通り月15万円支給で現在に至っている。

柏木常務理事より意見。

最初は職員という立場で報酬が支払われた経緯、今の状況は微妙ではないか。

議長より説明。

前会長時に提案されて本人は理事に就任した。詳しい経緯はわからないが理事になる前は職員として月15万円支払われていた。それと強化拠点伊勢原射撃場NTCからも給料が出ていて掛け持ちという状況だった。

渡辺常務理事より意見。

基本、理事は無報酬で一理事が報酬をもらっていることは疑問だ。

不老議長より説明。

規程の改正に関する議題であり、今の議論は規程改正とは関係ない質疑だ。仮に問題があるのであれば、理事就任時に議論して明確にしておくべきだった。この件は今始まった問題ではない。

清水理事より説明。

本人より説明させていただく。渡辺・柏木常務理事が発言した通り、その場で口頭で物事が決まっていく状況だった。私の認識としても、何かおかしい形態だと認識はしていた。現在協会との契約上は1年の雇用となっているのでまだ1年満たない状況。NTCからのサラリーは現在自ら申請せずもらっていない。一律なルールが無い状況だからそうしている。ルールに則り報酬が決まってくるのであれば私も納得がいく。ただ、そういう状況・経緯ではなかったし、一方的にこうすると言って決めてしまった内容を私自身が良しとしたら、批判されて当然だと考えている。

契約は3月末日までとなっているので、更新はお断りしようと考えている。ルールが存在してない報酬をもらうべきではなく、最終的には議長が言った通り、まずはルールをきちんと決めていただきたい。理事各位の合意の下で、サラリーが正当にもらえる権利を与えていただければ受け取ることとしたい。

丸石理事より意見。

あくまでも常勤に対するもの、毎日本部事務局やNTCに通勤している役員が対象となる。他の者は必要なときだけ協会へ行く非常勤である。非常勤は給料なしで良いと思うが常勤、毎日本部事務局へ務める者の報酬は仕方ない。一方で、この理事会会場内に、1,000万円以上のサラリーをJOCより得ている者も居る。

今、理事は無報酬との発言があったが、その1,000万円以上もらっている者はどうなのか。毎日出勤している実態があれば、常勤役員とは言えサラリーマンみたいなものだろう。非常勤の理事が理事会に来たときは以前のように無報酬で交通費等の経費支給だけでもいいだろう。常勤か非常勤か明確にすれば良い議論で時間を割いて審議するほどのことではない。実際、理事で1,000万円以上報酬をもらっている方も居るのだから、ではそれは倫理的にどうなのかということに繋がる。

柏木常務理事より意見。

1,000万円以上報酬を得ている理事はJOCから報酬が出ていると認識している。協会からではない。

不老議長より説明。

柏木常務理事の言う通り、JOCから支給されている。もう一つ、NTC。国から1,400万円の予算が出ている。協会からではなくJOCとNTC、国から出ているお金だが、所属はあくまでも当協会だ。



柏木常務理事より質問。

清水理事の説明によれば NTC の報酬はお断りしているとあったが、決まっていたことは務めた日数や時間に応じた報酬で、NTC へ行ってないから報酬が出ていないのではないか。

清水理事より説明。

NTC マネジメント業務ということだったがルールが無い私は NTC へ務めておらず、先月から NTC へ行ってない。先月以前、NTC へ務めた分は報酬をいただいていた。

不老議長より説明。

別表 1 として常勤役員報酬表がある。今後明確にする必要があるので事務局担当している私が入って協議することとする。ここで議論しても良い回答は出ないだろう。

議長より議場に諮り、加盟団体規程、役員の報酬及び費用に関する規程、入会・退会規程の改正について原案通り承認され、臨時社員総会へ理事会案として上程することを申し合せた。

#### (4) 諸規程の改正について

事務局より議案説明。

配付資料に沿って競技委員会規程、競技規程（褒賞金・奨励金含む）、段級位審査規程、競技者規程、公認射撃場検定基準、公認装弾検定基準、公認クレー標的検定基準の改正点を説明。

各専門委員会に共通している点として、委員会構成や会議の手続きなどが表記が全然違う点が多々あったため、これらを統一させてもらっている。また、委員会によっては各都道府県協会からトラップ 1 名・スキート 1 名の委員を選出いただいていた時代もあったが、この手法では委員会実施時に 100 名近い会議となってしまうため現実的ではない。運用としては委員会構成を委員長・副委員長・常任委員までとして、競技・審査・強化委員会の構成を統一している。

続けて、強化委員会規程、医科学アンチドーピング規程、ブロック選出理事候補者の選出に関する規則、正会員の選出に関する規則、表彰規程、表彰名及び表彰内容に関する細則、会計規程、事務所掌規程、情報公開規程、倫理規程、コンプライアンス規程、役員選考委員会規程の改正点を説明。

強化委員会の委員構成は他委員会同様の表記へ変更した。医科学アンチドーピング規程は字句の一部修正、ブロック選出理事候補者の選出に関する規則では第 3 条第 2 項に業者は理事になれないという表記があったが、JSPO との交渉において団体自治の中での的確に管理していくことを誓約し、それを担保するために利益相反ポリシーが、先の理事会で承認されたため本規則で重複する必要はないと考え割愛した。表彰規程及び表彰名及び表彰内容に関する細則は実態に沿った内容にしたため違和感は無いと思われる。会計規程は TMI 弁護士の指導に基づき修正を入れている。公益社団法人の定款では事業報告、収支決算

の内容が増えるため、定款に合わせた修正となる。事務所掌規程は専門委員会を統合したことを反映した修正となる。情報管理規程は字句の修正のため内容の変更は特になし。倫理委員会規程は役員改選時に専務理事の業務範疇となったため、委員会規程そのものが無くなる。

コンプライアンス規程については現在、コンプライアンス委員会ではなくコンプライアンス室（役員1名、事務局員2人）で対応しているため、実態に合わせた内容に修正した。役員選考委員会は公益認定等委員会からの指摘で役員候補者選考委員会へ修正するよう指導があったため、委員会名が修正されているが内容の変更は特になし。

先ほど定款変更で説明した通り、各位へ配布している諸規程の変更案についても認定等委員会への法人移行申請時に既に提出されている。本来であれば、各委員会で協議された規程改正案が理事会へ上程され審議となるのが道理であるが、申請後の審査の過程でこのような提案になったことをお詫びしたい。本理事会で、特に大きな異論がなければ承認いただき、各委員会においても一度点検確認作業を行って、今後こう変えた方が良いという箇所が当然あるかと思われるため、改正点を理事会へ上程され、適宜改正していくことをお願いしたい。現在、認定等委員会の審査を受けている最中であるため、取り敢えず改正された諸規程の施行日を追記・提出するよう認定等委員会から指導を受けているので諸事情をご理解願いたい。

丸石理事より意見。

規程内に国民体育大会と表記があるが、大会名が変わっているため修正する必要がある。

事務局より説明。

今後の修正作業で直していきたい。

柏木常務理事より質問。

各委員会で担当する規程の点検確認をお願いしたいと説明があったが、時間的にはどの程度与えられるのか。

事務局より説明。

現行規程が実態と乖離した箇所が散見していたため、TMI 弁護士の指導で実態に合わせたものに修正し本日の理事会で配付させていただいた。本理事会で諸規程改正を一旦は承認いただき認定等委員会へ承認された諸規程を提出する。提出後、各委員会で点検確認作業を行っていただき、修正したい箇所があれば、理事会へ都度上程いただきたい。従って制限時間は無い。

梅津常務理事より質問。

段級位審査規程について、自身の認識では当年2段目の昇段の際は100個撃ち審査に2回合格しなければ昇段できないと解釈していた。2段合格には92点を2回撃たないとダメなのか。

事務局より説明。

事務局の記録と照合する必要があるが、経緯として昔、全日本選手権大会は2段以上の資格が無いと参加できなかった。2段までは、1年に2回の昇段、1回目で初段合格、2回目で2段合格が認められていた。これが長く続いたことで誰もが2段を保有してしまっただけで、条件が3段に上げられた。その改正時に、1段から3段までは年に2回でも合格とし、4段以上については2回合格しなければならぬと改正した。

梅津常務理事より説明。

92点撃てば1回で合格。それを2回撃たないと2段の資格が無いと規程では読める。

事務局より説明。

誤認が無いよう、審査委員会で規程表記を協議したい。

議長が議場に諮り、諸規程の改正が承認された。

#### <改正された諸規程>

- ◇競技委員会規程／競技規程（褒賞金・奨励金含む）
- ◇段級位審査規程
- ◇競技者規程
- ◇各種検定基準（公認射撃場・公認装弾・公認クレイ標的）
- ◇強化委員会規程／医科学アンチドーピング規程
- ◇ブロック選出理事候補者の選出に関する規則／正会員の選出に関する規則
- ◇表彰規程／表彰名及び表彰内容に関する細則
- ◇会計規程／事務所掌規程／情報公開規程
- ◇倫理規程／コンプライアンス規程
- ◇役員候補者選考委員会規程

#### (5) 選手選考委員会について

梅津強化委員長より議案説明。

会長・理事方々・事務局へ確認したいが、強化委員会は今まで全種目に公平・公正に一定の基準を設けて選手強化を行ってきたが、目覚ましい実績は30年前、故・渡辺和三選手がバルセロナ五輪で銀メダルを獲得以来、当協会はメダルが獲れていない。先の東京五輪においてもトラップ・ミックス第5位入賞となっている。東京五輪時の成績を分析すれば予選1位通過は125点／125個、もしくは124点という世界情勢を鑑み、強化委員会は方針転換を決め、全種目120点／125個という基準点を設けた。

強化委員会としては競技団体の目的はオリンピックにおけるメダル獲得と考え、30年もの間メダル獲得から遠ざかっている現状を反省し、強化方針を見直し、日本選手には高いハードルではあるが120点という基準点を設けたことに理解いただき、敢えて強化選手を少数精鋭にすることでパリ五輪の出場権獲得を目

指したところである。

それでも 120 点ではメダルは遠いことは分かっているが、分かっているが通  
過点でしかない 120 点を採用した。多くの選手からはこんな点数を撃てない、  
国際大会に出場させる気はないなどの批判的な声が聞こえているが、そのよう  
な反発も予想しての決断であった。

A 選手が、2021 年 10 月 7 日に学生入替で 120 点を記録、現在、強化指定選手  
として活躍している。国内強化を含み A 選手は 2022 年 5 月以降、国際大会の  
成績は上がってきており、アジア内でも非常に競技レベルが高くなりつつある。  
現状の基準 120 点を大きく超える、更に予選通過 1 位しても必ずしも優勝する  
という訳ではない。

そのような状況下、アスリート委員会からの提案で、選手選考にあっては選手  
に対してチャンスが多く与えることが良いという意見があり、反面で選考会 5  
回という多さ、選考会の参加費や旅費が選手に対して多くの負担を与えること  
になる。また、日程的にも詰まっておき、その調整等も難しくなる恐れがある。  
選考委員会では学生選手も参加を希望、同じ土俵に立ちたいという意見があり、  
当初 5 回の選考会を設けてほしいという要望があった。

我々強化委員会としては、120 点の基準点は崩せないと考えているが、アスリ  
ート委員会は配布資料記載の点数を基準と考えている。何故、高い基準点を設  
けているかと言うと、パリ五輪に向けた強化方針はマンツーマン方式で選手指  
導にあたり、現在、A 選手を鍛えた結果、素晴らしい成績が生まれている。  
強化方針の見直しについては、去る 2 月 6 日理事会において私が不老会長に確  
認をしたところ、強化合宿や国際大会派遣が中止され、A 選手は 3 回の国際大  
会に出場できなくなった。この判断は、A 選手はもちろん本会にとっても大き  
なマイナスとしかかなり得ない。強化合宿や派遣中止の影響を検証することなく、  
指示が出された理由を再度理事各位の前ではっきり説明をいただきたい。

また、スポーツ仲裁への申立てを検討している一般会員、その訴えている内容、  
また誰が申しているのか、その個人名まで教えてもらいたい。個人情報適切  
に管理する必要があるので名前は議事録に載せないでほしい。どのような内容  
でスポーツ仲裁に訴えるのか、我々理事が理解しないまま、公益に移行する手  
続きを行っている最中、明確に全部教えてもらえれば有難い。

前回理事会から 1 ヶ月間、学生育成選手、強化指定・育成選手からどういう状  
況なのかと度々質問を受けているが、何度かメールで回答を求めても返事が返  
ってこない。選手へ説明する必要があるのではっきりしてほしい。前回理事会  
で柏木常務理事が質問し、学生合宿は通いで行っていいと発言がありながら強  
化委員会の活動がストップさせられている現状を踏まえて説明をお願いした  
い。

不老議長より説明。

梅津委員長から説明や質問があり、公益法人への移行についても触れた。これ  
は重要な問題である。後でよく説明をしたいが本件については、橋本強化担当  
副会長へメモを提出済みなので、橋本副会長から説明をお願いしたい。

橋本副会長より説明。

選手選考委員長を仰せつかり、その後アスリート委員会、例えばオリンピックに出場した全ての選手などからヒアリングをさせていただいた。たくさんの問題を抱えている状況であったため、丁寧に何度も機会を持ちアスリート達の意見を拝聴した。一方で、A選手の成績は、やはり当然素晴らしいものがある。その中で強化としては世界にメダルを取れる選手の強化体制をするために、このような強化方針を取ってきたという説明を受けた。そのような中、やはり私自身もA選手の意見や状況も確認しなければいけないと考え、A選手からも説明を受けた。また、A選手の現在の心理状況としては、結局突然、海外遠征中止を命ぜられ、そして強化から外されるのではないかと、全てがストップしてしまっている状況においては、A選手についてもしっかりと問題を解決していかねばいけないと考えた。私宛てA選手の両親から切実な文書が届いた。文書では何故、海外派遣が全て中止になったのか、どういう状況であったのかということについて、選手本人や家族にも全く通達すらなく、大変苦しい思いであるという、協会側に対する抗議文であった。

このような状況下、アスリートの話聞いて100パーセント応えてあげられる選考基準を作りたいと考えてきたが、100パーセントどちらの意見も取り入れることには到底ならない。過去に選ばれた選考基準も含めて、しっかりとしたもの、この理事会で協議し、そして過去を遡って理解を求めつつ今後の基準を決めていくべきだと考えている。

A選手についても、或はアスリート委員会の選手各位についても、やはり選考会はしっかりと開催をしてほしいという意見は一致しているので、要項は別として、1日でも早く体と心の準備が選考会には必要だと思い、1日でも早くこの選考会がセットされたことを報告して上げたいと考え、持ち回り理事会という手法で理事一人一人の意見を私から聞かせていただき、これは不老会長が薦めた手法であったため、先般理事各位へ連絡させてもらった。理事各位の意見が一致したので、選手へ期日・場所だけは協会ホームページで先に公表させていただいているのが現状だ。

但し、選考基準はこれからどのようにしていくか、そして過去に理事会でA選手は正式に理事会において強化指定選手として認定を受けて海外に派遣されていたところ、それをストップしている状態であり、A選手への今後の対応も同時に理事各位の理解得ながら協議していく。そうしなければ、選手全てが納得した形で新たな選考基準を設けていくことができないと思う。

全てについて理事各位に現状を理解いただき、協議していくやり方を今回選手選考委員会は選択した。先ほど梅津委員長より強化委員会の説明があったため、次にアスリート委員会から出された内容を清水理事から説明願いたい。

清水理事より説明。

まず現状、A選手やその他の選手方々に不安な思いをさせている事実関係について、時系列で説明する必要がある。

先ほど梅津委員長から説明のあった起点となった事象、それは昨年10月から11月にかけて、協会へ選手から相談が入った。相談内容は、まずA選手が選考

された基準、120点を記録したクラス分け選考会が神奈川県立伊勢原射撃場（以下、伊勢原射撃場という）で実施された。選考会時に射場へ他選手が練習に来ていたり、JOCのWEB会議が入っていたりして、当日は普段よりも強化関係者の来場が多かった。

去る2021年10月5・6・7日、伊勢原射撃場NTCにおいて、学生育成合宿対象選手に対してクラス分け選考が行われた。選考対象は学生選手に限定されていた。学生選手の競技レベルによって強化指導方法が異なるため前年度に決められていたA、B、Cクラスを入れ替えることが目的であり、対象学生選手にはLINEにて選考会のことが周知されていた。この選考会には、記録立ち合いとして当時の役員が携わっており、学生選手は10月5・6・7日のいずれかの希望を学生選手に選んでもらっていた。

具体的に10月5日、この日はトラップ選手1名、スキート選手1名計2名の学生選手が参加、10月6日にはトラップ選手2名、スキート選手1名計3名10月7日、トラップ選手4名、A選手を含むスキート選手3名計7名が参加していた。A選手が基準点を撃った10月7日の選考会はトラップ選手4名、スキート選手3名の射団編成による記録だった。

この選考会でA選手は120点を記録しているが、120点を撃ったことについて疑義があるとスポーツ仲裁機構に申し立てをする意向も含んで協会へ他選手から相談があった。相談してきた選手の主張は、その場に強化委員会役員、記録関係者、レフェリーも居て、選考会が実施されたと認識していたが間違っていた。なぜ、クラス分けを目的とした選考会において、120点を記録したA選手を基準点クリアとして強化指定選手として認定し、海外へ派遣することになったのか、この点に非常に疑義があるという内容であった。

現在、当協会は公益法人への移行手続き中であったこともあり、当時、選手から疑義について相談があった時点でJOC顧問弁護士に相談をした。

弁護士から、ガバナンスコードに照らし合わせると、非常に不合理であり、且つ不適切であるという見解があり、相談があった選手からはちゃんとした基準を作り再選考してほしい要望が上げられていた。

協会としては、まずは事実関係を確認する必要があるためにある程度の時間を要してしまった経緯である。一般選手から見て、選手の選考方法がおかしいのではないかと、また、橋本副会長から説明があった通り、A選手に非がある訳でもない。協会から、強化指定選手として認定され、海外派遣へ参加し練習にも励んでいる。

即ち、疑義が生じた原因は我々協会、理事会にあるということだ。過去の理事会議事録を全部精査したところ、2021年度第7回理事会時に、選考会でA選手が120点を撃ったことが報告事項として説明されていたが、その報告内容にどういった主旨の選考会であったのかまでは説明していない。その時に不備、我々の手落ちがあったと思われる。理事会で報告され承認となっているので、A選手から見れば何で今更となる。当然、A選手両親からの手紙、その時に疑義があると申し立てた選手達、各々言い分が当然ある。協会がこのような判断をしたことに問題があるので、梅津委員長から提出された案、それから選考委員会から出ている案、これについてしっかり協議し基準を決めて、選考会をやることを告知させていただいている経緯であり、どのような基準で選考するか

という点についてこれから議論させていただきたい。

個人的な意見、特定理事の意見ではなく、あくまでも前提としては公益法人への移行にあたりガバナンスコードや、JOC、上部団体との関連性など多くの知見を有している弁護士の方を含んで配布資料の通り原案を作成した。

まず選考会の期日については、先日ホームページへ掲載した通りの内容としている。事務局で手配し射撃場の予約は確保済みである。この選考会へ参加する役員については暫定的に承諾いただいている認識である。

先ほど梅津委員長から指摘があった参加料については選考会 1 回あたり 3 万円、5 回出場する選手は 15 万円の負担となる。過去の予選では 1 回あたり 4 万円、4 万 5,000 円というケースもあったが、取りあえず今回は私も含めて協会の責任であることや、選手に大きな負担を与えないでいただきたいというアスリート委員会の意見も鑑み、3 万円とした。参加申込み方法や開・閉会式、競技時間等は資料記載の通りである。

もう一つ議論いただきたい点は、段級位・ランキング・奨励金についてであるが、基本的には予選会や競技会について附則される事項であると考えている。選考会要項の内容についてはガバナンスコードを念頭に置き、弁護士の助言をいただきながら根幹を作成した。現在は強化指定選手として A 選手、その A 選手が選考されたことについて疑義を申し立てている選手たちについて説明させていただいたが、今回 5 回行う選考会の結果を持ってナショナルチーム（呼称は変更可）の階層を 3 つ作る想定で選考会要項を作成した。

先日、梅津強化委員長と私、坂本事務局長が出席した JOC 共同プロジェクト会議においてヒアリングがあった。その時に JOC 担当者から当協会の今までの強化のやり方、1 人の選手に集中的に費用投下し強化を注力することによってメダルを狙いにいくのは理解できるが、後進育成、次世代のアスリートに対する施策について当協会が提出した強化戦略プランから読み取ることができなかった旨の指摘があった。この度仕切り直して選考会を行うのであれば、選考対象となる選手体系、これを体系的に分けることで選手選考基準の明確化に繋げる目的と、ボトムアップしていく設定を考えた。コーチは各階層、ナショナルチーム、育成、ネクストアスリートという 3 つの階層に合わせて目標設定を当該選手へ具体的に提供できることになり、選手側も自分が何をどこのレベルを目指すべきなのかが非常に明確化されるメリットがあることも鑑みている。派遣対象大会は 4 大会、ISSF ワールドカップ大会イタリア、世界選手権大会アゼルバイジャン、アジア射撃選手権大会韓国、アジアクレ射撃選手権大会クエートとし、派遣条件については、5 回実施する選考会において選手は任意で 1 回～5 回までの参加を各自が選択をできるようにしている。

先ほど梅津強化委員長が説明した 120 点という基準点を種目毎に細分化し、男子トラップ 118 点、男子スキート 119 点、女子トラップ 115 点、女子スキート 116 点とした。この基準点を採用した根拠としては、世界大会の獲得点数、世界各国 NF の現状を考慮し、現状の日本選手層に当てはめ、この程度が妥当ではないかという基準を設定した。

その他、派遣条件においては基準点をクリアすることが大前提にはなるが、例えば男子トラップ基準点 118 点において、ある選手が 5 回出場し 5 回とも 118

点をクリアすれば第一優先となる。他選手も5回クリアした選手が居た場合は記録した最高得点で決めることになる。基準点のクリア回数が同じ場合、B選手は最高得点123点を1回撃っていた、C選手は118点が最高得点だった場合は第二優先としてB選手が選考されることになる。

次に、クリア回数も同じ、最高得点も同じという状況が生じた場合については、第三優先としてカウントバック方式で選手の優劣を決定するというようにしている。

派遣人数については、男子トラップ、男子スキート、女子トラップ、女子スキート各種目において協会派遣各1名、自費派遣枠と各種目2名ずつとしている。協会派遣は費用全額を協会が負担、自費派遣は全額自費としており、強化予算を考慮した枠組みとしている。また、補足説明として現状の強化指定選手A選手や強化育成選手の権利がいつまでか、現在の権利を選手がいつまで享受できるかについては、パリ五輪出場枠獲得最終予選が終了するまでは権利を協会側から享受する取り決め表記をさせていただいた。当然、パリ五輪出場枠(QP)が付与される国際大会においてQPを獲得した選手はそのまま日本代表選手として内定することとしている。

次に、派遣基準点をもし誰もクリアできなかった場合、JOC共同プロジェクト会議で指摘を受けた、後進選手の育成という観点で考えの下、選手選考委員会で当該国際大会への派遣を認められるとこととした。いわゆるネクストアスリートの基準点は、男子トラップ112~114点、男子スキート113~115点、女子トラップ109~111点、女子スキート110~112点とし、この点数をクリアした選手については選手選考委員会で経験を積ませるために出場機会を与えるかどうかを議論し判断することとしている。

また、これまでの経緯についてA選手に非はない、疑義を申し立てた選手も非はない。様々な疑義が取り沙汰されるプレッシャーの中でA選手はWCモロッコで122点を記録した。これを無かったことにする扱いもあると考えている。選考会において誰も基準点をクリアした選手が居なかった場合、海外記録評価として、ワールドカップ、アジア射撃選手権、アジアクレ射撃選手権の国際大会3大会へ正選手枠外にて出場の機会を与えることを検討したい。選考会要項としてはあくまでも基準点をクリアすることが前提としているが、もし誰もクリアできなかった場合は、A選手の取り組んできた努力と国際大会における優秀な成績を評価するべきと考えている。正選手枠外なのでファイナルには出場はできないことも、本理事会で慎重に議論いただきたい。

自己負担の派遣費用もなかなか算定するのは難しく、配布資料記載の金額は現時点における外貨レートで算出しており、今後の社会情勢に伴う為替レートの変動で金額も変わってくることを補足する。

橋本副会長より説明。

只今、梅津宣弘強化委員長から強化委員会の意見、清水理事からアスリート委員会の意見について説明があったが、最終的には本日の理事会で議論し決定いただきたい。私が直接選手から聞いた意見としては、派遣条件において学生選手としては費用の捻出が難しく選考会5回全部に参加できず3回程度しか出れない。5回参加できる選手が有利になってしまうので、何回出ても最高得点を



記録した選手を選んでほしいということであった。この意見についてはクレ－射撃競技へ直接携わっている関係者の方が状況を理解できると考慮している。学生選手の参加を認める中で金銭的に余裕がある選手、無い選手があらうかと思われ、これについては専門家の理事方々に議論いただきたい。

また、A選手については、先ほど清水理事から説明があった通り、過去の理事会で正式決定された選手であることを前提に、今までのことも含めて配慮していくべきかどうか、併せてご意見を賜りたい。

岩尾理事より質問。

疑問に思うのは、なぜ強化合宿が現在止まっているのか。A選手は今まで強化指定選手としてしっかり計画を立てて練習に取り組んできた。今、同選手の強化活動が止まってること自体がどうしようもない。彼の権利としては選考会で基準点をクリアできる選手は居なかった場合はA選手を派遣するということは反対である。A選手も選考会へ5回出なければならないのか。5回のうち基準点をクリアできれば選考されるのか。

清水理事より説明。

5回のうち任意の回数に出ていただく。ご本人が3回であれば3回、2回であれば2回となる。基準点クリアに対して5回チャレンジできると解釈いただきたい。

事務局より補足説明。

内容的には橋本副会長が説明した通り最高得点を優先するのか、それともクリアした回数を優先にするのかを決める必要がある。

また、基準点をクリアした選手が居なかった場合には、ネクストアスリート選手をランキング・ポイント・オンリー（RPO）扱いで派遣する、ファイナルには進出できないという線引きがあるので、これをどうするかという議論が必要だ。

柏木常務理事より質問。

前回の選手選考委員会時に伺った内容と、先ほど説明した内容が随分変わっているが、いつ変更されたのか。

清水理事より説明。

只今説明した選考要項の原案が完成としたのが昨日まで時間が掛かったため、本日の理事会へ提出となってしまった。

柏木常務理事より質問。

理事会で選手選考委員会において決めることになり、同委員会へ皆が集まって協議した経緯がある。選手選考委員会の協議を経ずに理事会へ提案するということか。

清水理事より説明。

梅津委員長が説明した強化委員会案と選手選考委員会案を下に理事会で協議いただき、最終的な内容を決定いただきたいと考えている。

菊本理事より意見。

派遣人員枠（協会派遣）が各種目1名になっている。理事各位はマイナス思考で考えてるが、基準点をクリアした選手が居なかった場合はA選手をRPO扱いで派遣すると伺った。協会派遣1名は増えないという理解で良いか。

柏木常務理事より説明。

各種目1名。増えない。

不老議長より説明。

予算的なことで2人・3人行く場合は自費派遣を含める必要がある。

菊本理事より質問。

プラス思考で考えれば、120点が3人・4人出たらどうするのか、出ないとは限らない。居なかったらA選手を出す、マイナス思考で考えてるが、もう少しプラス思考で考える必要がある。

不老議長より説明。

それはうれしい悲鳴だ。そのようなスコアは今まで出ていない。

柏木常務理事より説明。

前回理事会で清水理事の緊急動議で選手選考委員会が作られた。選手選考委員会で何故、今説明があった内容が検討されないのか疑問に思う。

不老議長より説明。

色々アスリート委員会が熟慮した結果が今提案されている。

柏木常務理事より説明。

熟慮は委員会で協議することが必要ではないか。

不老議長より説明。

強化委員会、アスリート委員会双方の意見が理事会に出された。双方の案を理事会で検討していただきたいという説明だった。

清水理事より説明。

柏木常務理事の指摘はごもっともで、選手選考委員会を機能させる必要があったために前回理事会で委員会発足を承認いただいた。前回理事会では、強化担当の橋本副会長に相談なく話を進めた経緯があったので、今回はそれを是正すべく梅津委員長とメールでやりとりしながら、強化委員会案を全く考慮せずに意見も聞かずに決めてしまうことを避けるためにコンタクトを取る努力をし

た。予算の締め切りに関しても内容を開示した上で、梅津委員長へメールをしていたが期日を過ぎても返信や回答が無かったため、本日の理事会へ2案が出てくることになった。2案を調整する時間を持てなかったことがその理由だ。本来であれば、本日の理事会へ選手選考委員会でこのような原案を決めたと開示されるべきところ、動議を出して決定した選手選考委員会の機能を果たすことが物理的にできなかった状況であるから、本日の理事会において先ほどの説明となった。

渡辺常務理事より意見。

前回の動議でも時間が無いという説明だった。選手選考委員会を立ち上げたのだから同委員会で議論すべきものだ。同委員会で協議された結果が理事会へ上程されるところ、これでは順序が逆だ。

清水理事より説明。

渡辺常務理事のご指摘通りだ。

選手選考委員会で協議できなかったことを言及しても、問題は全く前に進まない。今も選手は協会の結論を不安を抱えながら待っている。早く決めて選手に伝える必要がある。

渡辺常務理事より質問。

それでは誰が止めているのか。

清水理事より説明。

海外派遣が止まっている理由について説明する。

予算執行は具体的に言えば、強化育成選手3名、D選手、E選手、F選手、強化指定選手1名A選手となっているが、そもそも強化指定となった経緯について一般選手方々から疑義申し立てがあり、その内容についてガバナンスコード上、何か問題があるかどうか専門弁護士へ相談をしたところ、公平ではなく合理性に欠けるためガバナンスコード上問題があるという指摘を受けた。そのため選考会をやらなければならなくなった。従って現在の状況の原因がある程度特定できた中で、その疑義がある内容で選考された選手達に対して予算を執行する行為が協会として何のリスクもないのか、という点についても弁護士へ相談した。要するに、JOCにおいて強化予算を司る部署関係者が、協会内で選考方法に不手際があったかも知れない、合理性に欠く内容かも知れない、ガバナンスコード上抵触するかも知れないということを協会が認識をしているにも拘らず予算執行する行為自体が、リスクが在るのか無いのかと言えば必ずリスクが在ると為る。不老会長に報告・相談したところ、事態がはっきりするまでは予算執行する訳にはいかないと判断され、事業がストップしてる状況である。

橋本副会長より説明。

強化事業については協会の理事会で決定をしたことで既に予算執行しているので、JOCとしては強化を止める訳にはいかないというのが、JOCから私へ

の最終的な報告だった。従って、JOCとしては今の段階で強化は止めるべきではないという判断だ。

柏木常務理事より説明。

橋本副会長の説明では、強化事業を止めてはならないという理解で良いのか。

清水理事より説明。

上部団体である JOC の意向がそうであれば、意向に従うように再開をする必要がある。

柏木常務理事より意見。

前回理事会から 1 ヶ月間、強化事業が止まっている現状だ。

清水理事より説明。

渡辺常務理事より何故、強化事業を止めたのかという質問について説明申し上げた。橋本副会長より JOC 意向について説明報告があったのが今であり、1 ヶ月前には当然その認識は持っていない。橋本副会長へ JOC が強化事業を止めるべきではないと報告したのであれば、事業を再開しなければならないと考える。

渡辺常務理事より質問。

A 選手が 120 点記録後、一般選手を対象とした予選会は実施したのか。

梅津強化委員長より説明。

予選会は間違いなく実施している。学生育成選手の入替戦は学生選手しか対象にならないので、一般選手に入替戦の要項を知らせる必要はないと思う。学生選手だけを対象として 1 週間の中で入替戦を行った理由については、コロナ禍であり学業の都合を見て当該学生選手が参加できる日を設定して実施した経緯である。

不老議長より説明。

A 選手が 120 点を記録したのは学生育成選手の入替戦であって、選手選考の予選会では無い。

渡辺常務理事より説明。

その後に一般選手を対象とした予選会は行っていたのかを質問している。

梅津強化委員長より説明。

予選会イコール基準点をクリアすれば強化指定選手になるという選考方法で実施していた。当時、理事会において全て報告してあるが私は理事ではなかったため、当時の理事に確認すれば良い。

菊本理事より説明。

当時、強化委員長は現在の名誉会長であった。当時は予選会を立案して実施することは強化委員会に任されていたため、理事会の承認は取っていない。学生選手の入替戦時に120点が出た。その後も一般選手を公募して予選会もやった。その後には本部公式大会で120点撃てば強化指定選手として国際大会派遣もする。但し、年齢制限を設けて、40歳や50歳の選手が120点をクリアしても国際大会派遣はするが強化指定選手には認定しない、こういう内容で実施していた。残念ながら120点をクリアする選手が出てこなかったため、現在もA選手しか居ないため、国際大会へA選手のみ派遣しているのが現状だ。何もやっていなかった訳では無い。

本戸理事より説明。

A選手を連れてきたのは自分である。彼は埼玉県に居て大学薬学部に通っている、薬学部は6年制である。彼は学校を休学してもクレー射撃に取り組みたいという決意を表していた。

彼は人生を賭けて一生懸命クレー射撃に取り組んでいる。学業を犠牲にして取り組んでいるものを我々がこうして議論することは如何なものか。120点をクリアしたのであればその選手の強化に傾注すれば良い、控え選手の強化指導も必要だ。今はA選手を育てることを優先すべきだ。

不老議長より説明。

各位より様々な意見が出てきたが、我々は前向きに大会に出場する選手を選考しているということが第一条件であり、パリ五輪に向けた強化指定選手をJOCへ提出しなければならないところ、選手選考会が終わるまで猶予をいただいている状況である。選考会の結果により強化指定選手を決めたいと考えている。

橋本副会長より説明。

いつ強化指定選手を変更するか、現時点の権利はA選手が持っており、これを剥奪してしまうと、今度はA選手がスポーツ仲裁機構へ訴えるべき事態となってしまうため、しっかり考える必要がある。

一般選手が一番待ち望んでいたことは、この5回の選考会がやっとセットできたという点だ。その選考基準の内容について、強化委員会とアスリート委員会間では決められない部分があり、逆に本日理事会へお諮りしている状況である。今回の強化指定選手を決めるにしても、この5回の選考会をやらない限り決まらない。そこで選手を代えるのか、それともやはりA選手が強化指定なのか、そこまではA選手を含めて新しい選手を新設する。

菊本理事・江野澤副会長より意見。

前回理事会で選手選考委員会を立ち上げることを理事会で承認した経緯であり、重責を担った選手選考委員会が最優先されるべきところ、選手選考委員会が決めたものを何故、理事会の承認が必要なのか。選考基準を含めて委員会で決めてもらえば良い。

渡辺常務理事より意見。

前回理事会で折角、選手選考委員会を立ち上げることを理事会が承認したのだから、委員会メンバーは毅然な態度でしっかりした責任を持ってほしい。

江野澤副会長より意見。

選手を整えることが理事会の最大の役目である。選手が色々なことを考えながら撃つのではなく、選手が無心で撃てるように決めてやるのが理事会だ。前回理事会で決めた通り、選手選考委員会でしっかり良い意見が出てきた。賛成するのが当たり前、そのように決めたのだから。私はそう考える。

不老議長より説明。

選手選考については、委員会から提案が出されている。A選手に関することも委員会へ一任したいと考えている。

柏木常務理事より質問。

選手選考委員会委員長である橋本副会長の意見を拝聴したい。

橋本副会長より説明。

選手選考委員会へ選考基準等も含めて任せていただけることは有難い、再度決めさせていただくが、なぜ選手選考委員会で決めることになっていながら理事各位へお諮りしたのか、これはA選手の扱いである。

この部分については強化委員会とアスリート委員会で完全に意見は真っ二つ、寄せていくこともできないほど割れている状況で、そのために理事会で各位の意見を伺いたかった。この状況では強化委員会、アスリート委員会どちらもすっきりしてないだろう。

不老議長より説明。

選手選考委員会委員長の橋本副会長が、最良と考える判断をすれば良い。

渡辺常務理事より質問。

JOCからの委託業務である強化事業を何故、ストップかけたのか。選手はそれまで頑張り、結果も良い方向に出てきているのに何故止めるのか、疑問に思う。

不老議長より説明。

そういう意見も踏まえながら、理事会も一步一步前進していかなくてはならないと考えている。選手選考委員会から提案のあった選考基準、A選手の件についても委員会に一任することで宜しいか。

議長が議場に諮りこれを承認。

梅津委員長より質問。

強化事業が中止されている、その現状はどう考えたら良いのか。

不老議長より説明。

学生育成合宿で事故があり、当面の間は事業を中止すると強化委員長が私に伝えてきたと理解している。

梅津委員長より説明。

事故報告の時点ではそうだったが、その後理事会に諮ってどうするか判断を仰いだ筈である。

不老議長より説明。

確かに言った。

梅津委員長より説明。

柏木常務理事が説明した通り、学生育成合宿は中止とせず宿泊を伴わない通い合宿で行う方向で理事会では決定した。

不老議長より説明。

そういう経緯だった。

梅津委員長より説明。

それが突如、中止となった。

不老議長より説明。

梅津委員長から私へ、事業を止めると説明を受けた。確かだ。

梅津委員長より説明。

その後、理事会に諮ったら通い合宿でOKとなった。私が会長へ再度電話確認したら中止と言われた。これは何度も事務局からも中止理由を問い掛けている筈だ。判断を間違えたなら間違えたと言ってほしい。

柏木常務理事より意見。

先ほど橋本副会長が説明した通り、JOCより事業を止めるべきではないという見解が出ており、私の認識では事業を再開していただけると理解している。

議長が議場に諮り、強化事業の再開を確認した。

不老議長より説明。

選手選考委員会からの提案を含め、選考会の実施をホームページへ掲載する必要があるため、選考基準等を決める必要がある。

橋本副会長より説明。

選考基準は選手選考委員会にお任せいただけると解釈している。強化委員会とアスリート委員会の折り合いがつかないA選手の扱いについても選手選考委員会に一任いただけるとことで宜しいか。

議長が議場に諮り承認。

菊本理事より質問。

強化対象も選考委員会が決めるのか。

不老議長より説明。

選手選考委員会は選手の選考を行うところだ。

柏木常務理事より意見。

各委員会の業務・役割分担を明確にする必要がある。本来、選手選考委員会は選手を決めるところだ。

橋本副会長より説明。

選考会要項については予算の関係もあるため、状況改善まで持っていくことは難しい。自己財源をどのように作っていくのか、選考会後の強化事業も同様だ。1年後のパリ五輪が終わり、同時進行でロス五輪と次のブリスベン五輪、4年・8年・12年計画で選手強化を行っていく計画が必要なところ、現状、パリ五輪までの計画も難しい状況である。また、しっかりとした選考基準を作り上げていくことは非常に重要であり、強化委員会と丁寧に議論を進めていかなければいけない。これについては当然、理事会に諮りながら決めていきたい。

菊本理事より意見。

選考会を行うことについても、競技・審査委員会からレフェリー等の人員を派遣してもらう必要がある。選手選考委員会のみでは選考会を実施できない。

柏木常務理事より説明。

選考会の実施について競技・審査委員会は予定しているので大丈夫だ。

#### (6) 会員表彰について

事務局より議案説明。

各都道府県協会事務局へ表彰規程に基づく推薦候補者について案内を送付したところ、18名の申請があった。18名は全て会員継続30年以上の功労表彰推薦であり、本部事務局において記録を調査したところ申請者全員が30年以上会員登録を継続していることを確認した。表彰規程第4条に基づき理事会へ上程するので、申請者18名の功労表彰について承認願いたい。

また、功労表彰では会員継続30年以上の他、都道府県クレー射撃協会の役員三役を10年以上務めた場合も推薦対象となる。一例として、都道府県協会会長が会員継続30年以上の表彰を既に受けていて、協会会長職も務めている場合、再び功労表彰を申請できるかという問合せがあった。当時、総務委員会では別内容で既に功労表彰を1回受けられている場合には、自主的に辞退いただいている。但し、このような運用詳細は規程に明記されていないので、理事会で確認いただき記録を残したい。



本戸理事より意見。

神奈川県協会は本部にしっかり申請している。私事だが 47 年協会へ会員登録しているがまだ 1 回も 30 年の功労表彰を受けていない。本部事務局で記録を調べてやり直してほしい。

事務局より説明。

データとして残っている記録が 15 年程度、それより古い記録は全て紙ベースで書庫に入っており、調べる作業がとても困難だ。

本戸理事より意見。

困難でもやらなければダメだ。

事務局より説明。

協会表彰は推薦申請形式であるため、そもそも都道府県協会が管理すべきものだ。書庫から全ての記録を出して 47 都道府県協会全部調べる作業は不可能だ。

本戸理事より質問。

推薦申請の案内は各都道府県協会へ送っているのか。

事務局より説明。

送っている。

本戸理事より意見。

毎回、埼玉県は申請ゼロである。了解した。

事務局より説明。

何か手掛かりがあれば調べるが時間が掛かる。

本戸理事より意見。

時間をかけてもやってほしい。

議長が議場に諮り、申請のあった 18 名の功労表彰が承認された。また、功労表彰において、別内容で既に功労表彰を 1 回受けられている場合、他条件による功労表彰推薦は辞退いただいていたこれまでの運用を今後も継続することを確認した。

事務局より連絡事項を説明。

第 1 号議案で説明した通り、次回の理事会は 2023 年 3 月 30 日 11 時～、臨時社員総会を午後開催となり、双方ともスクエア会議室で行う予定である。

次回理事会は年度末であり、令和 5 年度事業計画・予算を審議することになり、理事会で承認された場合、定款上、直近の総会で報告することが義務付けられて


いるため、臨時社員総会において報告することになる。

議長より、以上で報告事項、議案審議の総てが終了したことを告げ、閉会挨拶と出席各位への慎重審議に対する謝辞があり、閉会を宣した。


16時20分 閉会


2023年3月6日

一般社団法人 日本クレー射撃協会

議長 不老 安正   
(会長 不老 安正 自筆署名)

議事録署名人 相馬 正   
(監事 相馬 正 自筆署名)

議事録署名人 瀧根 隆幸   
(監事 瀧根 隆幸 自筆署名)

議事録署名人 藤沼 弘文   
(監事 藤沼 弘文 自筆署名)